

物件調書

[全物件共通の特記事項]

- 供給処理施設等の状況についての正確な情報は各事業者に問い合わせること。
- 形状図は正確な実測図ではない。
- 土壌汚染、地下埋設物等の調査は行っていない。
- 【物件の所在が「市街化区域」にある場合】
実測面積が1,000㎡以上の敷地で建築物又は特定工作物の建設の用に供する目的で新たな土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要である。詳細については、開発指導課と協議すること。
- 【物件の所在が「市街化調整区域」にある場合】
面積にかかわらず、建築物又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要である。また、区画形質の変更がない場合においても、都市計画法第42条もしくは43条に基づく建築許可が必要である。
許可を受けるには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当する必要あり。
詳細については、開発指導課と協議すること。
- 【物件の所在が「宅地造成等工事規制区域内」にある場合】
開発許可が不要な場合であっても盛土規制法における土地の形質の変更に該当する造成行為を行う場合は、盛土規制法第12条許可が必要である。詳細については、開発指導課と協議すること。
- 「熊本市統合型ハザードマップ」では、洪水などの災害に関する情報や避難所に関する情報を確認することができるので、申込みの際は事前に確認すること。

<https://hazard.kumamoto-city.jp>

※ 上記以外の特記事項については、各物件調書を確認すること。

物件調書

物件番号 722

所在地	熊本市南区浜口町字中才蓮65番3
地目・地積	雑種地 235.49㎡
形状等	不整形地 間口約17.4m、奥行約10.5m～約16m
道路の幅員等	西側道路 約5m(市道) 北側道路 約4m(市道)
最低売却価格	8,406,993円(35,700円/㎡)
都市計画法等の制限	市街化調整区域 都市計画法第34条第11号指定区域(集落内開発制度指定区域)
供給処理施設等の状況	上水道 有(要引込)、下水道 有、都市ガス なし
私道の負担等に関する事項	なし
交通機関	JR「西熊本駅」まで約3.7km バス停「孫代」まで約300m
公共機関等	飽田まちづくりセンター 約400m 飽田東小 約1.2km
ハザードマップ	洪水 1階床下0.5m未満 高潮 5m～10m未満
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装有。 ・地中に過去に使用されていた水道管が残置されている。 ・本地の南側および東側のブロック塀は、隣接者の所有である。 ・敷地内境界付近に一部縁石あり。

所在図



形状図

